

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年1月13日(金曜日)		開 議 午後 3 時 0 0 分
			閉 議 午後 4 時 1 7 分
出席委員	◎西村 ○立花 並河 山本 井上 福井 馬場 湊 吉田 小島 西口 木曾 明田 石野議長 菱田副議長		
執行機関出席者	栗山市長、西崎総務部長、山内資産活用プロジェクト理事		
事務局出席者	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任、八木主任		
傍聴者	市民3名	報道関係者 4名	議員6名(堤・中村・中澤 苗村・酒井・眞継)
	市職員1名		

会 議 の 概 要

1 開議

<西村委員長>

亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

まず、本日の委員会の日程について事務局より説明させます。

<事務局>

委員の皆様、大変御苦勞さんでございます。

本日の日程について御説明申し上げます。

この後、調査事項といたしまして、せんだっての委員会で決定いただきました、本日市長に説明を求めるということで来ていただいておりますので、その経過等について説明をしていただくということでございます。

それと、せんだって提出資料についてもお決めいただきましたので、その資料について御説明を申し上げるということでございます。

そしてその後、次回の委員会等について日程協議をいただきたいということでございます。

なお、本日につきましては報道関係者とそれから傍聴人の方から傍聴願というところが出ておりますので、よろしくお願いをいたします。

<西村委員長>

それでは、そのスケジュールで進めてまいります。

最初に、経過についてを議題といたします。

前回の委員会で決定しました内容に基づき、栗山市長から説明を求め、その後、吉田委員からの説明を求めます。

両者説明後、質疑応答を行うこととしています。

本議題については、具体的な調査に入るまでに栗山市長が吉田議員に相談をされた

経過、これを明らかにすることが趣旨でございます。

質疑等がこの趣旨に添わない場合は、委員長において発言を中止をさせ、または変更を求める場合がございますので、了承を願います。

それでは、理事者入室まで暫時休憩といたします。

15 : 05

－ 休 憩 －

(理事者入室)

2 調査事項 ○経過について

<西村委員長>

休憩前に引き続き、会議を開きます。

栗山市長は本委員会の調査事項である公社間の土地処理に関して、吉田議員に相談をしたと、全員協議会で発言をされております。その相談の中身について、事実の経過をまず時期、場所、当時の公社の状況、相談の内容、相談に至った理由、これを時系列に整理をして説明願います。

<栗山市長>

確かな時期は覚えてないところですが、平成21年の春ごろから夏ごろにかけてであったと思います。ちょうど中矢田で計画をしておりました開発プロジェクトが非常に難しくなって、住宅公社の将来方向を検討し始めたころであったと思います。

21年の7月に、吉田議員から当時の住宅公社の常務に公社経営についていろいろアドバイスをいただいている記録が残っておりますので、私が吉田議員と話をした時期もその後か前かではなかったかなと思っています。

なぜ吉田議員に相談をしたのかということですが、吉田議員とはそこまで親しくしていただいていた。私の中学、高校の後輩でもありますし、親しくしていただいていたし、懇談する機会もございました。いろいろ話をする中で、住宅公社の経営の話になったものと思っています。

吉田議員は以前に銀行勤務であったということを聞いておりましたので、公社の債務処理策についても尋ねたように記憶をしております。

相談をした内容ですが、これももう詳細には覚えておりませんが、住宅公社の経営について整理方策を尋ねるなかで、余部町の土地の短期借り入れについても、その処理について相談をしたと思っています。

このときに教えてもらったのは、手形での借り入れについて何か心配な、市に迷惑がかかるようなことはないかなと、私は裏書きがなかったらどうもないと思っておったんですが、何かないかなということで手形による短期借り入れについてもその処理について相談をしたと記憶をしております。

吉田議員からは手形証書に裏書きを市がしていなければ、それは大丈夫であるという返事をいただいたように思っております。

以上です。

<西村委員長>

市長の説明が終わりました。

次に、吉田議員からの説明を受けます。

<吉田議員>

そうですね、大半、時期等については私の記憶と合致をしております。

平成 21 年の春ごろから夏ごろにかけて、市長から相談があったことは私も記憶しております。相談の内容であります、一部違っておりまして、まず基本的事実から申し上げますと、銀行勤務はしておりましたが、私、4 カ月しかおりませんで、窓口業務しかしておきませんので、金融のどうこうという感じではなかったなというふうに思っております。

それからもう 1 点、手形の話、どこまであったかは私も定かに覚えておりませんが、余部町という話は一切聞いておりません。その当時、住宅公社が一時的に資金に困って一時借入れを行ったような説明を受けたというふうに記憶をしております。年度末になって返したと、一時的に借りたものを返したが、そのときの手形云々ということではないかもしれませんが、それならば亀岡市が払う必要があるのか、ないのかというところは大変気になりました。

しかし、住宅公社がお金を借りないというふうに聞いたので、それであれば全然問題がないと。住宅公社がお金を借入れをして、事実の経過から申し上げますと、土地公からという話だったと思いますが、住宅公社がお金を一時的に借りましたと、それを返しました。返す段階になって京銀からお金を借りたと。そのときに京銀にはお世話になったから、このお金は何とかして返してやりたいというような相談があったように記憶をしております。そのときに返す義務が亀岡市に果たしてあるのか、ないのかという点で、亀岡市の保証はないでしょうねということを確認をした記憶はあります。それで市長は、ないということでしたので、それならばもう普通に淡々と進めていって、倒産したら銀行に泣いてもらったらいんじゃないですかというようなお答えをしたと思っております。何ら問題はないが、ただそのときにお世話になったから、何とかしてこのお金を返す方策はないかというのが市長の相談だったと記憶をしております。そのときに私が確か山内理事にお答えをしたと思いますが、これも実は白黒ぎりぎりというか、グレーの話になるんですが、法人格否認の法理を使って、京都銀行との間で訴訟になれば、最終的に司法の判断で亀岡市も支払義務を負いなさいということであれば、最悪返してあげることができますよと、司法の判断によって市から支出するのであれば、後々法律的な問題が起こらないのではないのでしょうかと、

非常に薄い可能性ではありますが、こういうこともありますよということを山内理事に助言をしたのが平成 21 年であったと思います。

それからですが、相談をされた内容について、余部町という話は私は一切聞いておりません。余部町が怪しいと思ったのは、基本的には平成 22 年度の予算で、私が助言をした後、何ら話がないまま突然に住宅公社の土地を亀岡市が買うというような予算が上がってきたときに、これはもしかして怪しいんじゃないかということは一瞬頭をよぎりました。しかしこのときはこの予算を認めるわけにはいかないということで、前期議員さんは記憶に残っておられると思いますが、全会一致で予算委員会で当初予算が否決をされたと、修正予算も通った状況にあります。このあたりから若干、余部町の土地が怪しいかなと思っておりましたが、そのときは何ら対策を私もとることなく、時を過ごしておりました。余部町に関しては、気づいたのは本年、本年度と言うか、平成 23 年の夏ごろ、ちょっと怪しいなと思って登記を上げたらああいう状況にあったということでもあります。

市長は全員協議会で、腹を割って相談をしていたのに裏切られたというふうにおっしゃいましたが、私からすればこういう取引があったということを明確に示していただかないなかで、中途半端に相談を受けてアドバイスをしたと思っておりますし、こうした行為があることがわかっていれば、私はそういうアドバイスをする以前に、これは法律の専門家であるとか、警察に相談をされるべきだという助言をしたはずであります。

登記簿を上げてみて驚いたのは、年度にまたがって土地が所有されているということ。私は一時借入れをしたというふうに思っておりましたが、年度がまたがっていて決算報告書にも記載をされないような、そして登記簿にも証拠が残っているような状況で、こんなことをしていると私は思っておりませんでしたので、これを発見した段階で私はこういう、犯罪になるかどうかわかりませんが、非常に違法性の強い行為の助言を求められていたことにちょっと立腹をいたしまして、どうしてこの事実を明らかにしようかなということで本会議で質問をしたというのが事実であります。何か反論がありましたら市長からもお願いをしたいと思います。以上であります。

<西村委員長>

ただいま吉田委員の説明が終わりました。

これに対しまして栗山市長からさらに説明がありましたら発言願います。

<栗山市長>

余部町清水の土地の借入れということとは言っていないかもわからんですよ。5 億の手形についてお尋ねしたということです。

それと、いろいろこの件について山内常務にもアドバイスいただいていますし、これまでからこういうことで住宅公社の処理については非常に難しいことがたくさん

あるので、そういうことの御相談をしているんですから、突如、私に言わせたら、本会議で突然この問題を持ち出されてされるよりも、それならなぜもう少し以前に私は相談をしてアドバイスをしてもらえなかったのか、そこが残念に思っております。

以上です。

<吉田委員>

その点については、もう少し信頼関係があればと思いますが、私も相談を受けたときに登記とか報告書とか、そのためのものをすべて明らかにしていただいた上で相談を受けたのであればそういうこともあろうかと思いますが、そうしたことを一切伏せた上で、しかもこういう取引をして、隠ぺいというのが言葉が正しいかどうかはわかりませんが、報告をしないまま処理をされたと、それがすべて終わった後に相談をされて、しかも事実をすべて明らかにしないまま半端な相談をされたということですから、私はこの事案にそれこそ巻き込まれかけたと思っておりますし、それをじゃあ見つけたからといって、いや、正直、市長室にどなり込んでやろうかと思いましたがけれども、それを出したときにじゃあ果たして私がどうなるのかと、また隠されても困るし、ごまかされても困るしということで、少なくとも私の身の潔白を証明するためには、ああいう場で質問をさせていただくのが一番だという判断をしたということになります。以上です。

15 : 18

【 質 疑 】

<西村委員長>

これで両者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

<馬場委員>

市長にお聞きをするんですが、今の御説明、受けましたら、何かのプロジェクトを計画していたけれども、それが中止に追い込まれたというふうなことなんですが、どういうプロジェクトで、なぜそれができなくなったのか、明らかにされたい。

時系列で言いますと、余部町清水のことで言えば、これに当たらないんですよね。時系列的に今の御説明で言うと。つまりこういうことを吉田議員に相談された後に余部町清水の予算が出たわけですから、これは吉田議員に相談する前に中止に追い込まれているから、どうしたらいいんだというふうな御説明だったので、その点について説明いただきたいと思います。

<栗山市長>

住宅公社の経営については、もう18年、9年ぐらいから非常にこれは厳しいという状況になってきておりまして、経営を続けていくことが非常にしんどい状況にあっ

ていたのは事実ですし、だけどそういったなかで何とか事業を進めて、住宅公社の経営の建て直しを図りたいという思いでいっぱいでした、そういったなかでいろいろ計画が出てきたり消えたりしておりました。

今、お話のありました中矢田の件ですね。あそこでも住宅宅地造成をやろうという計画を立てておりましたが、世の中の状況が悪くなる中で、これ以上公社の経営を続けていても、これは下手をしたら赤字がふえるばかりになる恐れがあるということで、もう経営を締めていこうと思いました。そういった経過があったなかでのことです。

<馬場委員>

今お聞きすると、いわゆる具体的な事業と公社の経営問題と、同列で言われているんですね。私、あんまり何て言うか、踏み込み過ぎてもいけないと思うんですが、あえて言わせていただくと、やはり古世町向林、今、市長がおっしゃった中矢田の件ですが、この事業がぼしゃりそうになったから、そのためにいろんな方策をしてきたというのが今の説明というふうに理解してよろしいんですか。

<栗山市長>

いや、この件だけではないですよ。過去からの負債が増加をしてきておりまして、やっぱり一番大きくは土地神話の崩壊、土地の下落等で債務がふえてきていたという状況でした。

そういったなかで何とか建て直していこうということで思って、中矢田の事業も計画をしたけれどももうまくいきそうにないということで中止をして考えました。

<馬場委員>

今、中止をお考えだったというふうな話ですが、であるならば、その事業を続行しようとした動機は。現実問題、中矢田のほうは中止をしなかったわけでしょう。

<栗山市長>

いや、しましたよ。

<馬場委員>

全体はしましたけれども。

<栗山市長>

中矢田の事業も中止しました。

<馬場委員>

全部をあれですか。

(「整理してください」の声あり)

<並河委員>

今、御説明をいただいたところなんです、なぜその吉田市議かということの御説明があったわけですが、住宅公社におきましても理事という形で、助役、今、副市長に名前が変わっておりますが、こういった本当に市の中核でいらっしゃる方がいるな

かで、なぜこういったところでの議論はされたのかどうか、もちろんされてるとは思うんですが、そういった中でやはり議員と執行部については全然立場が違いますので、ちょっと軽かったのかなというふうな思いもあるんですが、その辺のその理事の執行側の部分の皆さんについての相談とかはされたのでしょうか。この点、こういうことになったということにつきまして。

<栗山市長>

公社の中では議論はしてきております。ですが、市会議員の皆さんと相談をさせていただいたのは吉田議員だけでございます。

<並河委員>

やはり議員と執行部は違いますので、その点、きっちりともうちょっとわきまえるというのか、そこら辺がやはりちょっと軽いかなというふうには思うんですが、そういったやはり物事の重大さというのが余り考えられてなかったのかなというふうに、私、失礼ですが思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

<栗山市長>

経営の資金繰り、これは非常に厳しいものがありまして、そういった中でもがいてきたと、そして何とか建て直しを考えていこうと当初は思っておりました。ですから、どう言うんですかね、内部でいろいろ方策を議論しながら進めてきたけれども、もうやはり資金繰りが無理やということになってきましたので、解いていかなければ仕方ないという結論に至ったわけです。

<西村委員長>

ほかに。

<吉田委員>

多分両方に聞かれてるんだと思いますけれども、確かにおっしゃるとおりで、議員と執行部というのは緊張関係というか、一定の距離を置いていかなければいけないということでしょうが、これは本当に私も甘かったなと思っておきまして、議員になって1年ぐらいのところで、こんなもんかなと当時は思っていたというのがありますし、相談の内容も私が先ほど申し上げたとおり、それほどこんなに重い話ではないという相談でしたので、軽い気持ちで相談を受けて、ない知恵を絞って考えて助言をしたというのが当時の経緯でありまして、このようなことが行われているということは、私はその相談の中では気づくことができなかったということです。

亀岡市議会もかなり改革が進んできておりますし、今後こういう相談というのは恐らくもうないであろうと思いますので、私も気をつけていかなければいけないなということは思っておりますけれども。

<木曾委員>

私からちょっと市長にお尋ねしたいんですけれども、平成18年に住宅公社から当

土地開発公社の部分の取引がもうこれありましたね。20年に気づかれたということですね。その気づかれた内容、要するにまずかったと、本会議でもおっしゃったんですけれども、このいわゆる土地開発公社の部分にわかった内容、発覚した内容と言うんですか、常務が勝手にやられたというふうにおっしゃっておるんですけれども、その内容もいわゆる吉田議員にこういう内容で実は、要するに三井住友に返さんなん分が出てきて、それをJ Aに、要するに土地開発公社のほうから借りてそれを返したという部分の内容まで、吉田議員に説明をされているのかどうかということをお聞きしたいんです。

<栗山市長>

その部分については相談しておりません。

<木曾委員>

それでは、その土地開発公社の部分から、今度はJ A京都から京都銀行に借入れをする段階の話なのか、それともそれはいわゆる京都銀行にもう借りてしまって、手形で借りてしまってからそれをいわゆる相談されたのか、私はそこがちょっと知りたいです。時系列的に。それをお願いしたいと思います。

<栗山市長>

それは借りてからの話やったと思います。

<木曾委員>

ということは、もうその内容が、今回本会議で明らかになった部分については、もう既に、そのときにはもう事実関係は全部わかっていて、結局京都銀行に手形で借りた部分のところで吉田議員にその返済についての内容を相談されたということで理解をさせていただいたらいいんですか。その21年ということは。

<栗山市長>

資金繰りについては非常に困難をきわめておりまして、今お話のありましたように、京都銀行さんをお願いをして貸していただいて元に戻したということが先にありまして、その後で、手形で京都銀行さんから借りましたので、先ほども申しましたように手形に裏書きも何もなかったら、市長が、市が裏書きをしていたら、市に責任がかかってきますけれども、裏書きをしてないんですが、そのほかに何か心配するようなことはないのかどうか、こういうあたりが私もよくわからなかったのも、その点については吉田議員に手形の件についてはお尋ねをしたということです。

<木曾委員>

ということは、本会議場で吉田議員が市長に対して質問された内容については、要するに18年から20年に起こっていた事実関係について、登記簿謄本に基づいて吉田議員がそのことを質問されたということであって、吉田議員に相談された内容で市長の裏切られた云々の話をされてるわけなんですけれども、その内容とはちょっと若干違う

ように私は思うわけですがけれども、その点についての確認をしたいと思います。その辺はどうですか。

<栗山市長>

私は吉田議員がどれぐらい銀行のほうにおられたか知りませんが、期間は知らないですが、とにかく銀行出身やということを、そういうことを聞きましたので、これまでこういう、その土地の違法な取引の部分は言いませんでしたけれども、そういうことについて参考になるような方策は何かないか、そういうことを事細かく教えてもらいました。

そういった中で、吉田議員がその違法な部分があるということをお知りになったんですしたら、そのことについてもこういうことがあるけれどもどうなんやということで、相談を、指導をしてもらってもよかったのと違うかなと。突然の本会議場での質疑でしたので、私はちょっと、感情的になって申しわけなかったと、それはこの前も本会議でおわびをしましたけれども、そのときにはそういう思いで、私は全面的に吉田議員を信頼をしてきたし、いろいろなところで一緒にやってきたなかで、この問題を本会議で突然に出されたということで、ちょっとああいう発言になってしまったということです。

<木曾委員>

市長のおっしゃってる内容については、質問をされた内容が、相談された内容と一致しているのであれば、私は信頼を裏切ったとか、相談されてるのにおかしいんじゃないかという話がわかるんですけれども、そういった要するに登記簿謄本上で全くなかった、違法性と思われるような内容のものを相談されて、そのことに対して吉田君が知ってて、そのことをあえてそこで相談をした内容を、そのことにあってその質問をしたということであれば、私はもっと初めに相談したらええということになるかもわかりませんが、そのことは全く相談されてないと先ほどもおっしゃっていただいたわけで、相談されてないのにこの違法性に気づいたらと言われているのは、今、吉田議員がおっしゃってるように、22年度の3月の当初予算の分、そしてまたそれから以降のこの新しい期になってからの、15期になってからの内容の処理、9月、12月のその処理の問題についても、そういうところから不信を思い、その謄本を上げた場合にこういうことが起こったということで、相談された内容と事実とが違ったということの内容で明らかにするということの内容ではなかったのかなというように、私自身はそういうふうに理解しているんです。

ですので市長、それは相談された内容と、今度質問された内容というのは、私は全く違う内容であったんじゃないかなというふうに、私は思うんですよ。だからそのところを一緒にされたら、これからの審議をしていくのに非常に、どう言うたらええんかな、わだかまりになりますので、そここのところはきっちりと整理をしながら議論

は進めていかないと、吉田議員に相談をした内容はどうであったのか。それから以後起こった内容で発覚を知った部分の中でその事実関係をつかまえた、要するに迫及して質問した内容とは全く違うということをここで明らかにされていくほうが私はいいのではないかなというように思うんですけれども、その点についてはどうですか。

<栗山市長>

確かに木曾委員のおっしゃることもわかりました。

ただ、住宅公社の問題について、私の思いとしてはこれまで何回か相談をさせていただいて、記録に残っているのは21年の7月9日ですか、この山内常務との相談の記録が残っているんですが、これもかなり違法な部分は、これは言ってますが、かなり経営の内容について事細かいことを相談させてもらっていると。こういう関係にある中で、そしてまた吉田議員と私の関係の中で、気づかれたら、聞いてなかったも、これ気がついたけれどもここは違法と違うのかという指摘もしていただいて、相談に乗ってほしかったなど。私はそういう思いで、これまで吉田議員とおつき合いを、何も深いおつき合いをしていなかったら、そこまでは感情的にならないんですけれども、そうでなかっただけに、ちょっと冷たいのと違うかなという思いが走りまして、ああいう発言をしてしまったと思います。

<木曾委員>

市長、相談された内容とそのいわゆる違法性の問題、そして吉田議員が議員として当然明らかにしなければならない、その議員としての責任というものについての部分を少し一緒にされてるのかなというように正直思うんです。

やはり議員としては、チェック機関として議員のやるべき姿、あるべき姿の部分の中で、当然そのことが違法性があったり、例えば間違いであることに対してただしていくのは、これは議員としての当然のことだろうというように思いますし、その部分の前段の部分の中で、お金のやりとりやいろんな部分の銀行との対応とか、そういうことの対応の問題とは私は全く別の問題であるというように、私自身はそう思うんです。ですので、そここのところをやはりきちっと、この場を持ったのは、そのことで話をしているわけですので、やっぱりその辺のところのちょっと意見がかみ合わないとか、市長が思っておられることと、我々は議員としては当然のことと違うかなというように思うんですけれども、しっかりとそこは区分けしてやっていただかないと、そこから先の人間関係の部分の中で、例えば私と市長がどんな人間関係であっても、議員と市長とという関係であれば、それは当然指摘をしなければならない点は当然あるというように思います。それはやはり迫及をしていかなければならないと思いますので、それはどの議員さんも一緒だろうというように思いますので、そのときの部分が理解をされた中で、こういったやはり特別委員会の中でのきちっとした説明をいただくというのが正しいのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、

それについて何かありましたら。

<栗山市長>

この前の手続の中で、確かに後から思ったら違法な部分があったことは事実です。ですが、当時とはとにかくこの住宅公社を何とかしようと、まだそのときは事業をやっているつもりでしたので、何とかやっていこうという思いがいっぱいで、その中でいろいろ不都合なことが起こってきて、その処理を常務に命じてやっていただいて、京銀さんからもお金も借りられて、ほっとしたことは事実で、もうそちらのほうに頭はいっぱいで、その違法であるという部分については考えが及ばなかったということはあると思います。その点は私として判断が甘かったなと思っております。木曾議員が言われるように、えり分けて考えたらいいことやと思いますが、私の思いとしてはそういう住宅公社を閉めいくことにつきましては、そこからの大変な負債が累積しとるということで、これを処分していくということは、昔の戦国時代の戦でしたら、これは一番しんどいしんがりの仕事ですと。しんがりの部分を脂汗かいて一生懸命やっている中で、何とかやりくりをしながらやってきた、そして何とかやりくりができた、それから違法な部分も解消できたというそちらのほうに目が奪われたかといって、違法な取引であったり、処理であったり、理事会との関係の部分においても理事会にかけてなかったりしていたようなところの部分については、頭から存じていたというのが私は今これ思ったら事実です。

<木曾委員>

それともう一つ、最後にですけれども、この吉田議員が質問通告をしたときは、それをしてから質問通告まで約2週間あったんですね。2週間あったんです。私も市長に言いましたけれども、さすれば吉田議員がどういったいわゆる内容で、どういう部分の質問の内容だということは、特にお互いの信頼関係があるとおっしゃっておられるのであれば、その部分についての当然、その答弁の調整も含めてですけれども、そういうぐあいにされてたのではなかろうかなというように思うんですけれども、その2週間の間に全くそのことがなされないままに事過ぎて、本会議に多分、私記憶にあるんですけれども、吉田議員もそのことを前段に、質問の前段にそれをおっしゃって、私、質問されたと思うんですよ。だからそのことがどういう意味だったのかというのを、私はその2週間の間に何の答弁調整もお互いにどういった趣旨の内容で正確に答弁するための資料も含めてですけれども、必要であればそういうことも準備もされてることが必要だったというふうに思うんですけれども、そのことがなぜされなかったのか、それを言うたら2週間も放置されながら、吉田君とのいわゆる人間関係だけを裏切られたとか、例えば信頼を損ねたとかいうことをおっしゃるのは、少し私は筋違いではないかなと、非常に私はそういう面では残念やなというように思うんですけれども、そのことに対して何かコメントがありましたら。

<栗山市長>

その件につきましてはこれまでおわびをしたとおりでございます。

<湊委員>

さっきから市長と吉田議員のやりとりの中で、いきなり一般質問でやったことに対して、事前に相談してんのやから相談してくれたらよかったんや、今も裏切られた信頼という言葉が出ましたが、私は吉田議員、緑風会の会派のメンバーで、私、一応幹事長という立場で、今の言葉については訂正をお願いしたいなと思うんです。

この当時にやばいと思っていろんな作業をされた、僕もいただいたことは十分理解できるんですが、この当時の私も監事にも入らせていただいていたし、ほかの議員も当然理事として議員に入ってます。にもかかわらず、こういった内容がその理事、いわゆる議員ですね、議員に報告も何もなかったということに対して、私たち議員のほうからの立場で言えば、市長、執行部に対して裏切られたという思いを持っているところなんです。

当然、今、吉田議員とのやりとりの中で裏切られたということに対しては、私たちもそれは同じ立場でございますが、これはあえて発言をいたしません、ぜひ市長のほうから今の裏切られた、私、裏切られたということは訂正を願いたい。これは幹事長の立場でお願いしたいと思います。委員長、お願いします。

<栗山市長>

あの言葉については行き過ぎがあったということで訂正をさせていただきたいと思います。

<福井委員>

1点ちょっと確認をさせてください。

先ほど市長の御説明の中で、吉田議員が常務にアドバイスをした記録が残っておるというふうにたしかおっしゃったと思いますけれども、内容までは結構ですけれども、先ほどのお話をお聞きをしておりますと、推察するところ、要は住宅公社の経営難そのものに対するアドバイスが記録に残っておるのかなというふうに想像しておりますが、この常務にアドバイスをしたということが初めてお聞きをしたものですから、恐らくそういう全般に関してのアドバイスであったのかなという類推をしておりますが、その辺はいかがだったでしょうか。

<栗山市長>

全般にわたっていると思います。これ記録残ってますから、必要でしたら見てもらったらいと思います。

<福井委員>

後ほど見させていただくようにいたします。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

<馬場委員>

今のやりとりで、市長のほうから違法な部分があったのは事実という、そういうことをおっしゃられたんですが、その違法といった場合に、どういう法律に違反しているのか。例えば登記簿の関係で不実記載があったのだとか、逆に言えばもっと財産犯になりますと、これは刑事罰も出てくるわけなんで、そういうやっぱり違法な部分があったという場合には、どの法律に基づいた部分が違法だったのか、これはやっぱり明確にされるべきだと思います。

それともう一つ言えるのは、ここに財団法人の寄附行為がありますが、少なくともこの寄附行為違反をされているのは事実だと思います。また後でござんいただいたらいいと思いますが、第7条ではこの法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経てこれを定めるとなってますから、その点では財産を意図的に変動させたというのは、これはもうまさに定款違反ですから、これははっきりしていると思うんですけどね。それ以外の法律はどういうふうにお考えなのか、それだけ答弁願います。

<栗山市長>

違反した法律については、今しっかりともう一度チェックをしておりますので、その段階でまた御報告をさせていただきたいと思います。

<立花副委員長>

市長とそして吉田議員とにちょっと正確さを期すためにお聞かせをいただきたいと思いますが、両者の先ほどのやりとりの中で、市長は手形の問題で裏書き云々の話がされまして、そのことで相談をしたということであったわけですが、その手形というのはよくわからないんですけれども、登記簿謄本の写しで出てまいりますいわゆる余部清水の土地で、5億円の元は売買にもよくありますが、三井住友から借りていた時期、そしてその5億円の関係が京都銀行だとか、そういう関係が登記簿の写しの中でも乙欄のところで出てくるわけですが、要はわからないのは、手形の裏書き云々というのはそのときの手形のことなのか、手形そのものがいつのときの話の手形なのかということを1点お聞かせをいただきたいんです。

というのは、吉田議員のほうから説明されたときに、余部清水のことは一切相談はなかったと、こういうことをおっしゃったわけですね。ですから、余部清水の登記簿の中に小切手なのか手形なのかわかりませんが、5億円のやりとりが銀行間であるわけですね。土地開発公社あるいは住宅公社のかかわりの中です。もともと住宅公社であったものを土地開発公社に移転登記をして、そして借りがえをしているわけですね。5億円というお金をね。やりとりがされているわけです。これ見たらね。ということから言うたら、手形の裏書きそのものがという話に関しては、この余部清水の問題での手形の裏書きの問題で御相談をされていたのかどうかということ、市長

からその点を明らかにしていただきたいという点。

それから吉田議員には、一切余部清水のことはなかったということならば、手形の問題だとか、もう一つ言われたのは自分もこの事件に巻き込まれたらかなんと、どういう中身の事件というふうに想定されて事件に巻き込まれたのがかなんというふうに思われたのかね、その点をそれぞれの双方から明らかにしていただきたいというふうに思います。 以上。

<栗山市長>

5億の手形ですけれども、これは京銀さんに頼んでいただいたと。担保は余部清水の土地です。それでもって元に戻していったということです。でないと、土地開発公社が借りたままになってますので、これは市の債務保証がついてますので、それはえらいことになる。市に損害がかかってくるということです。それを処理しなければならない。このために余部清水の土地を担保に5億の手形を借りたということです。

<吉田委員>

初めに申し上げておきますが、これ平成21年のことですので、私、今ほど詳しくはないという前提で、それこそ議員になってすぐぐらいの情報だということを想定をしていただきたいんですけれども、私が市長から相談を受けた内容というのは、先ほど申し上げたとおりで、土地開発公社から一時的に金を借り入れたので、住宅公社が、それを返すために京銀のお世話になりましたということを聞きました。金額5億円というのは聞いたような聞いてないようなですけれども、多分5億円だったんだと思います。そのときの借入れ方法が手形を切ったんやというのは聞いたような記憶もあります。ですから余部清水とか登記簿とかということではなくて、要するに一時借入金の返済のために住宅公社が無理にお願いをして、京都銀行からお金を借りましたと、その方法が手形でしたという話を聞きました。ただ若干ながら知識はあったので、土地開発公社がそれを保証がかかっているのは土地にはかかっていますけれども、一時借入金というのができるかどうかは全然私はわからないもので、もしもそれが保証に、亀岡市の保証になるのであれば、京都銀行が住宅公社の手形でうんと言うかどうかはわからないもので、これは亀岡市の手形ではないですかとか、裏書きがないですかということは確認をしました。それは違うと言われたので、じゃあ問題ないですねということに、その当時は納得をしたと思っております。

先ほどから市長が経営全般についてということをおっしゃいましたが、私がアドバイスをしたのは、倒産をさせるときに法人格否認の法理を使うようにというアドバイスをしたということです。ですから、経営全般というよりは住宅公社の負債が亀岡市の責任でもあるということを京銀が裁判上で争ってくれば、亀岡市からも財政支出ということも可能ではないかなという助言をしたわけですから、全般というよりは破産したと

きの話の助言をしたと私は記憶をしております。

それからこういった事件に巻き込まれるというような御質問だったと思いますが、これも時効にもかかっておる話もありますし、余り犯罪面をわんわんここで言うのはどうかと思うんですが、基本的には住宅公社は財団法人は今は特例財団法人ですが、倒産をしたら銀行とか債権者が迷惑をこうむる法人ですよ。その土地を経営難である中、鑑定評価もとってないことは明らかになったわけですが、簿価に近い形で土地開発公社が買い取るということになれば、その土地にかかる不正は亀岡市の保証が入ることですから、土地開発公社が買った段階でこれは亀岡市に対する背任になるのではないかなというように思いをいたしました。さらに、解除したことによって土地が戻ったわけですが、このときに住宅公社が経営がややこしいのにまた5億円の負債を抱えたということも、これも背任になるんじゃないかなというように思いがいたしました。

さらに登記簿と各事業報告書が食い違っておりますので、土地開発公社の事業決算報告書というのはこれ公法によって土地開発公社の職員及び理事は公務員とみなすという規定がありますから、土地開発公社も事業決算報告書は公文書に当たります。公文書がうそなのか、登記簿がうそなのかということは、明らかに公文書の偽造罪、どちらかに当たるんじゃないかなというように思いを、登記簿を上げた段階ですよ、したわけで、しかもこういう犯罪行為がある中でそれを隠ぺいをしていると、それに私が全く事実は知らなかったわけですが、そこに何らかの私がアドバイスをしていたということになれば、こうした犯罪行為になるのかどうかは別として、違法な行為の片棒をかつがされたような思いがいたしました。

ですので、私としてはこういった行為の加担をするつもりではないということを明らかにするためにも、本会議場で明らかにしようかなと思ったのが今回の経緯です。

以上でよろしいでしょうか。

<立花副委員長>

両者から御説明をいただきました。

私は住宅公社がどういうところを所有していたかというそのことはよく知りません。ですから、土地開発公社は公にどういうところか、土地開発公社が持っているところがどこかというのは明らかにされていますのでわかるわけですが、その先ほどの言うてみたら手形云々だとか、あるいは5億円の金融機関とのやりとりの問題ということになりますと、土地開発公社と住宅公社とのそのやりとりというのは、もうこの余部清水しかわからないわけです。ほかにあるなら別ですが。それは市長にほかにあるなら教えていただきたいと思いますと思いますが、こういった件ね。

それとやはり吉田議員には、これしかないというふうに思うんですね。いわゆる手形の問題だとか住宅公社と土地開発公社のやりとりの関係から言うたら、これしか

かったんではないかというふうに思うんですね。ですから、余部清水の話として記憶があるかないかは別にして、ここのとこのやりとりの話が話の中心ではなかったのかというふうに思うんですね。その辺のところはちょっと市長のほうからお答えをいただきたいと思います。

<西村委員長>

ちょっと待ってください。

ただいまの住宅公社と土地開発公社の本件以外の土地取引については、ただいま副委員長から答弁を求める旨がありましたけれども、この調査委員会は本件以外は扱いません。本件、余部町の土地の件だけを議題といたしておりますので、御理解を。

<立花副委員長>

すいません。それは、吉田議員のほうから余部清水のことは一切聞いていませんというふうに、吉田議員の発言の中でありましたので、あえてこのことを私は明らかにしたいということでお聞きをしたわけですね。さっきね。そしたら、そのことかどうか私は知りませんとお答えをされたので、それでほかにそういうことがあって、その件で、言うてみたら吉田議員にお聞きになったのかということから、2人のやりとりのその違いの中で私は聞いてみてということですので、違えば違う、あるいはあればあるというふうにお答えをいただいたらいいのではないかというふうに思います。

以上です。

<西村委員長>

ちょっとお待ちください。

栗山市長、その今の発言を踏まえて、答弁願います。

<栗山市長>

ほかにはございません。

<吉田委員>

そもそもが土地の売買が絡んだ相談と受けていけませんので、どこの土地かというのは私にとっては全然関係のない話で、ただ今回の件に気づいたのは、ちょっとこれは私が気づいた経緯ですから事実でないかもしれないですし、その件についてもしも名誉を傷つけた方がいらっしゃったら初めに謝っておきますが、ちょっと長くなりますけれども、前期議員の間から、私なり木曾議員なりが消防の話になりますが、消防組合の議員として結構暴れておりまして、たるんでいるということをさんざん追及をさせていただきました。そして議員の期が変わった折、堤議員さんのほうがふだんは産業の畑におられたのが総務に行きたい、消防議会に行きたいということで、私も木曾委員も外されたという経緯がありまして、これもしかしたら、すいませんね、これ、想像ですよ。市長から頼まれて消防議会を抑えに行かはったのかなという気がちょっとしてました。

さらに、気づいた経緯ですから、さらに輝（かがやき）のときから、住宅公社、土地開発公社の理事というものはうちの会派から出さないという決定をしておりましたが、緑風会でも引き続きそういう方針ではありました。が、ちょっと住宅公社の理事にと、副会長になるということで、もうもうちょっと無理やり入らしたというような経緯がありましたので、これは住宅公社を何とかしようと思っておられるのかなという想像をしたのが今年の春。これはもう事実が違ったら大変申しわけない。私がそう思っただけですから。

その春になって、6月にメディアス亀岡、大井と馬堀の分館がそれぞれ亀岡市の土地所有になりましたと。その後、夏になってセレマの向かい側の土地が突然タイムズがなくなったということになったので、これはちょっと怪しいなと思って幼稚園に1回しようとして否決をされた、その後この時期に至って急にタイムズがなくなった、何かあるんじゃないかなと思って、この件とは別に登記簿を上げたらそうだったという件ですので、5億円の相談云々のときと土地の売買の件は全く別で、私は土地がやりとりがあつてこういうお金のやりとりがあつたということは全く聞いてませんし、そのときは全く想像もしておりませんでした。唯一気づくチャンスがあつたのは、それこそ予算の否決があつたときに、何でこんな住宅公社の土地を幼稚園にしようとしたのかなという疑問が初めてわいたということですので、それ以前に関しては土地とかお金の関連に関しては全く私は想像もしておりませんでした。

<馬場委員>

ちょっと吉田議員に1点だけお聞きしたいんですけれども、背任とおっしゃるんですが、この場合の加害者がだれであつて、被害者がだれなのかということを考えてらっしゃるのか、それをお聞きしたいのと、市長にはその経過を含めてなんですが、京都銀行への5億の前にJ A京都、これが5億を、いわゆる住宅公社ではなくて土地開発公社に貸し付けてますよね。これは私、ここは推論なんですけれども、住宅公社がお金を借りられなかったから、つまりはJ A京都はこの公社ではだめだよと。その保証契約として土地開発公社がそれをやりなさいというふうに言われたのかどうか、それだけちょっと確認をいただきたい。

<栗山市長>

そのとおりです。

<吉田委員>

背任ということですが、何種類かというか、何回かあつたような気がして説明が難しいんですが、1回目、土地開発公社で住宅公社の土地を買い取った場合、これが背任だとすれば加害者はこれは市長になるんでしょうね。まず。それは第三者の計算でということになりまして、条文ちょっと忘れましたが、これはまた時効にもかかっている話ですし、ここでどうこうする話ではないんですが、住宅公社の経営救済のために

亀岡市民の税金を守るべき立場にある市長が、亀岡市民の税金をこの担保価値のない土地の担保に預けたと、保証に入れたということですから、被害者は亀岡市であって加害者は市長、得をしたのは住宅公社という構図になろうかと思います。

<栗山市長>

それに気づいたからすぐに是正をするように、強く指示をしたわけであります。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

<西村委員長>

それでは以上で質疑を終了いたします。

理事者、退席いただいて結構でございます。

(理事者退席)

16 : 06

○資料について

<西村委員長>

次に、資料についてを議題とします。

資料について、事務局、説明願います。

<事務局>

それではお手元配付の資料とほかにも書類がございますのでその説明をさせていただきます。

まずレジュメの下につけました資料でございますが、亀岡市土地開発公社関連でございます。定款でございます。そして決算書でございますが、17年度から20年度の提出を求め御提出をいただいております。ただお手元の資料のほうには18年度が含まれておりません。これにつきましては12月14日、全員協議会でお渡しをさせていただきましたので、今回は写しのほうはとりませんでした。御了承ください。そして口座の通帳の写しということになっております。

そして住宅公社関連でございます。これにつきましては寄附行為、そして決算書でございます。これも17年度から20年度の決算書の提出がございましたけれども、その中で18年度、19年度につきましては、これも同じく12月14日、写しを事務局のほうからお渡ししておりますので、コピーのほうはとらせていただいております。御了承ください。そして口座の通帳の写しということになっておりますので、よろしく願います。

それからこのほかの資料といたしまして、土地開発公社の理事会の会議記録、17年度から20年度の間の分、それから住宅公社の理事会の会議録、これらにつきまし

ても原本を御提出をいただいております。ただ、文書量がたくさんございますのと、個人情報のことも含まれているということもございますので、これにつきましては閲覧という形で御対応を願いたいと思っております。本日から1月末まで、事務局のほうに置かせていただきますので、御都合のよいときに閲覧をしていただくようお願いをいたします。なお閲覧のみでコピーは禁止とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。理事会の会議記録です。先ほども申しましたけれども、個人情報等も入っているということもあるかもしれませんので、またそういう取り扱い、秘密情報の取り扱いについては十分御留意いただくように、あわせてお願いいたします。

そして最後にもう一つ、京都銀行融資にかかる約束手形、これも原本でお預かりをしております。裏書き等のこともございますので、原本を見ていただくというのが一番よいのではないかというふうに思っておりますので、これについても閲覧という形をとらせていただきたいと思います。本委員会散会後に確認をしていただきたいと思いますので、散会後もお残りをいただくようお願いをいたします。

以上です。

<西村委員長>

以上で説明が終わりました。何か。

<吉田委員>

手形、非常に結構かと思うんですが、預金の通帳の口座ですね。預金口座の通帳あるんですけども、手形って、普通預金口座じゃないですよ。当座預金口座の通帳が見たい。5億円の手形が果たして返っているのかどうかを確認しないとちょっとまずいと思いますので、当座預金口座の通帳が出るのかどうか、お伺いしたいと思います。

<西村委員長>

それは確認する必要があると思いますので、準備願います。

これでよろしゅうございますか。

— 全員 了 —

3 その他 ○次回委員会

<西村委員長>

それでは次に、次回委員会を議題といたします。

前回の委員会で次の委員会では参考人を招致し、説明を聞き調査を行うということになっております。

参考人に説明を求める内容は、常任理事に対しては事実、経過、そして理事者の説明では独断と聞いておりますけれども、だれが処理を決めたのか、処理を決めた当時の背景、思い、そしてその後、市長等執行機関や理事会への報告があったのか、あれ

ばいつ、だれに、何を報告したのかということ、そして、両土地開発公社理事長に対しては、処理の事実は知らされていたのか、知らなければ常任理事の行為に対するの
思い、知っていたなら、いつ知ったのか、そしてその後どうしたか、以上のことを予
定しておりますが、このほかに委員の皆様から聞くべきことや、準備資料などがあり
ましたら御意見をお出しいただきたいと思います。

<馬場委員>

1 点加えていただきたいんですが、住宅公社及び土地開発公社の公印管理はいつか
ら同一人ができるようになったのかという、公印管理そのものが同じ部屋にあるのか、
含めてどのような管理形態なのか、それだけ加えていただきたい。

<西村委員長>

それは加えることといたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

<西村委員長>

ないようでございますので、そうしましたらこのような中身で進めてまいります。

次期委員会の日程につきましては、案として 23 日の週。参考人の日程の都合もあり
ますので、こちらで一方的に決めるわけにはいきませんが、その参考人との
調整の中で 23 日の週のいずれかに 3 名、同一日にやっていきたいというふうな考え
でおります。その辺（他委員会の会議）の入っている日程は外して、23 日の週という
ことで。23 日の週でよろしいですか。

(「結構です」の声あり)

そうしましたら、23 日の週で予定をするということで、予定が、参考人の日程もあり
ますので、それが 23 日の週にとれんということなら次の週に、早い段階での次の
週で日程を調整をさせていただくこととします。よろしく願いをします。

<西村委員長>

それでは、以上で本日の会議を終了し、散会とします。

御苦労さんでございました。

16 : 17

— 散 会 —